

八王子市公共物（赤道・水路）台帳に関する要綱

（趣旨）

第 1 条 八王子市の区域内に存する公共物について、八王子市公共物管理条例（八王子市条例第 74 号） 第 3 条第 2 項に基づき公共物台帳の調整に必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 八王子市の区域内に存する公共物の財産区域を明確にし、公共物を良好な状態に保つよう維持するとともに、適正な利用が図られるよう管理することを目的とする。

（調整内容）

第 3 条 台帳の記載内容は次のとおりとする。

- (1) 譲与申請の図書
- (2) 法定外公共物の地番
- (3) 境界確定図
- (4) 地籍図

（保管）

第 4 条 公共物台帳の原紙については、次の所管で保管する。

- (1) 境界確定図・・・道路交通部財産課
- (2) 申請図書・・・道路交通部管理課
- (3) 地籍図・・・道路交通部管理課

（閲覧）

第 5 条 公共物台帳は一般の閲覧に供する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。